

## 各種届出の案内

### 1. 指定事項の内容に変更があった場合（水道法施行規則第34条）

届出……指定事項の内容に変更が生じた日から**30日以内**

届出様式 ◆指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)		添付書類
	変更内容	
法人・個人	氏名・名称・住所の変更	<b>【法人事業者】</b> ①登記簿謄本(発行日から3ヶ月以内のもの) ②定款又は寄付行為の写し ※余白に原本証明・日付・代表者氏名 ③指定給水装置工事事業者証 <b>【個人事業者】</b> ①住民票(発行日から3ヶ月以内のもの。) ※住民票記載の氏名・住所での申請が確認できる場合は不要 ②指定給水装置工事事業者証
	代表者の氏名の変更	①登記簿謄本(発行日から3ヶ月以内のもの) ②定款又は寄付行為の写し ※余白に原本証明・日付・代表者氏名 ③誓約書 ④指定給水装置工事事業者証
法人のみ	役員の名の変更	①登記簿謄本(発行日から3ヶ月以内のもの) ②定款又は寄付行為の写し ※余白に原本証明・日付・代表者氏名 ③誓約書
法人・個人	事業所の名称・所在地の変更	◇ 登記簿謄本や住民票に記載されていない事項が変更となる場合は、添付書類は不要です。
	給水装置工事主任技術者氏名の変更	◇ 主任技術者免状の写し ※選任している主任技術者が改名した場合(結婚や養子縁組等)は届け出て下さい。

注(1)氏名・名称の変更について

① 法人、個人を問わず事業者の商号の変更及び継承「個人から個人への相続」「個人から法人への変更」「法人から個人への変更」「法人から法人への営業譲渡」「合併に伴う新会社の設立」は指定事項での変更は出来ません。

このような場合は、個人(法人)の「廃止の届出」をした後、法人(個人)の「新規指定」の申請手続きを行って下さい。

② 法人格の変更(有限から株式への変更)は同一法人とみなし「名称の変更」の届出を行って下さい。

(2)事業所の所在地を変更した場合は、変更先の事業所の位置図・写真(外観・室内)を添付して下さい。

### 2. 主任技術者に異動があった場合（水道法施行規則第21条）

届出……選任・解任の異動があった日から**14日以内**

届出様式 ◆給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
添付書類 ◇選任のときは、主任技術者免状の写し

### 3. 事業の廃止・休止・再開の場合（水道法施行規則第35条）

届出……事業の廃止・休止の日から**30日以内**、また事業を再開した日から**10日以内**

届出様式 ◆指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）
添付書類 ◇ 廃止又は休止の場合は、指定給水装置工事事業者証を返納

### 4. 破損、汚損、紛失した場合

届出様式 ◆指定給水装置工事事業者証再交付申請書
添付書類 ◇ 破損・汚損した指定給水装置工事事業者証を返納